

関稅定率法施行令及び輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

○ 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（特定用途免稅）

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

一〇九（省 略）

十 條約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として關稅を免除することとされている貨物で政令で定めるもの
2（省 略）

○ 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）

（免稅等）

第十三条 次の各号に掲げる課稅物品で当該各号に規定する規定により關稅が免除されるもの（關稅が無稅とされている物品については、当該物品に關稅が課されるものとした場合にその關稅が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保稅地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費稅を免除する。

一（省 略）

二 關稅定率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号（特定用途免稅）に掲げるもの（同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。）

三〇五（省 略）

2〇6（省 略）